

## 日本企業における複式簿記普及の経路

石川 業（小樽商科大学）

### 1 複式簿記の役立ちをめぐる認識と本報告の課題

簿記・会計の教科書では概して一様に、複式（西洋式）簿記の役立ちが高く評価される。それは、複式簿記の解説が所与の目的とされる場合や、誘導法での決算書作成が想定される状況で一層、自然となる。他方、さしあたり私たちが直接の当事者である日本の、企業全体における複式簿記の普及率を推測してみると、その高低の受け止め方は、一様にはならないかもしれない。その可能性と意味を示すためにも、本報告は、今日までの日本企業における複式簿記普及の経路について、関連する先行研究・調査をつないで通史的に記述する。

### 2 日本における複式簿記の普及率とその受け止め方

日本での複式簿記の普及率は、直接的に把握されているわけではないが、複式簿記を前提とする青色申告の多寡から、近似的に推測し得る。たとえば、まず所得税については、直近でわかる令和4年度で、申告納税額があった納税者のうち、青色申告を行った事業所得者が占める割合は、約65.2%だった。また法人税については、同じく直近でわかる令和4年度の、すべての法人（およそ95.9%が営利目的）のうち、青色申告法人が占める割合は、約89.0%だった（これらの割合の計算方法に関して、たとえば武田（2015）参照）。

ここで仮に、(a) 複式簿記を行い、そのまま (b) 青色申告も行って、(c) 税務上の特典等を受ける、またはそれと逆の順序で、(c) 税務上の特典等を受けるべく、(b) 青色申告を行うために、(a) 複式簿記を行うという、いずれにせよ複式簿記と青色申告の連動が自然であれば、上記のような青色申告の多寡は、複式簿記の普及率に近似するだろう。複式簿記を行っても青色申告の手間は避けて税務上の特典等も見送る、というやや意外な事例も考え得るが、その数が少ないほど青色申告の多寡は、複式簿記の普及率に近似する、ともいえる。

そういう想定で再び青色申告の多寡を眺めると、教科書でその役立ちが高く評価されるわりに複式簿記の普及率は、個人事業者で65%程度にとどまり、また、大部分が営利目的の法人（財産管理や財政状態・経営成績の把握も必要なはずの主体）でも90%を切る、という評価も排除はできないかもしれない。ただし後者の割合は、分母の法人数を稼働中のものに絞れば（加藤（2003）参照）、約98%に及ぶ年度もある。こちらにもとづく、複式簿記の

普及が大きな課題となるのは明確に個人事業者、といった認識との接続もあり得よう。

### 3 日本における複式簿記の経路の記述と意味

和式帳合もあった日本への、複式簿記の導入は、英文教科書の訳本刊行をもって語られることが多いものの、それは実務への普及と同じ意味ではない。複式簿記普及のペースは日本でも、明治6年(1863年)の導入当初から緩やかだった(たとえば西川登(2019)参照)。また明治23年(1890年)の旧商法と明治32年(1899年)の新商法は、商業帳簿と決算書(計算書類)の作成を義務づけたが、それにより複式簿記の普及が促されたといえる根拠は多くない。さらに、複式簿記と相性がよいとみられる昭和9年(1934年)の商工省「財務諸表準則」も、それ自体が実務に普及していなかった可能性がある(高野(2018)参照)。

複式簿記の普及率を大きく高めたのは、「企業会計原則」を想定して昭和26年(1951)年から実施された証券取引法監査と、「正規の簿記」を想定して昭和25年(1950)年から実施された青色申告であったとみられる。前者の対象範囲は限定的だから、より広範囲にわたる普及を促したのは後者であろう。それはそれとして、前者は強行的な法規に支えられ、また後者は税務上の特典を伴う。少なくとも日本における複式簿記普及には、そういう強行性や動機づけといった、複式簿記にとって外生的な要因が重要だったように見える。とすれば、複式簿記の役立ちだけでは、実務で採用される決め手として強くなかったかもしれない。

以上のことをふまえ、日本企業における複式簿記普及の経路を、主に次の規準、すなわち(1)複式簿記の導入前から和式帳合を行っていたか否か、(2)複式簿記を行い始めたのは昭和25年よりも前か否か、(3)いま複式簿記を行っているか否か、という分岐に着目して記述する。そのうえで、私たちにとってそれらの経路がもつ意味について考える。

#### 【本要旨における参考文献】

加藤恒二(2003)「青色申告制度の課題—所得税を中心に—」『税務大学校論叢』第41号(2003年6月)。

高野裕郎(2018)「商工省「財務諸表準則」が昭和初期の財務諸表に与えた影響」『産業経理』第77巻第4号(2018年1月)。

武田浩明(2015)「青色申告制度について—白色申告者の事務負担—」『税法学』第573号(2015年5月)。

西川登(2019)『簿記会計等雑稿(退職記念品)』、2019年。

「ICTを利用した簿記教育の事例研究」

-学校行事の事例を中心にして-

渡邊 圭（千葉商科大学）

本報告は、株式会社電通及び株式会社タニタが導入した従業員の個人事業主化という働き方の変革から、今後社会人となる生徒・学生に対して簿記会計に興味関心を持たせることができる実践的な教材の必要性和実行可能性を検証したものである。従業員の高齢化に伴う終身雇用制度維持が困難になることが想定される。企業の働き方を変革することで多額の人件費が減少できることを報告した。

従業員1人当たりの平均賞与額について2023年と2013年を比較すると増加傾向にあり、企業における正規雇用の従業員が増加すると、賞与による人件費負担が過大となる。過去の推移を見ると平均賞与年額は減少と増加を繰り返しているが、今後も増減を繰り返しながら増加していくことが予想される。

また、社会保険のうち厚生年金、健康保険料の企業負担額は相当程度あり、これらの人件費を減少させるためには、正規雇用の正社員を退職させる必要がある。これは正規雇用から業務委託契約に切り替えることで(企業と従業員の当事者同士の同意のもと)、人件費負担を抑えることができる。

退職金は、1人当たりの平均退職金を見ても企業にとって巨額の負債であるが、業務委託契約になれば、就業規則が適用されないため、退職金(固定負債)の支給は発生しない。退職給付に関する負債が企業の貸借対照表から減少すれば、退職金支給以外の他の用途に資金を利用することも可能となり、より柔軟に企業活動も行えるようになる。

正規雇用された従業員が個人事業主(フリーランスも含む)と切り替わることで、従業員の時とは異なり、企業の就業規則に従い、定年になるまで安定した給与及び賞与の支給はなく、資金の収支管理、税務申告、国民健康保険料等も支払うことになり、これらを自己責任のもと行わなくてはならない。消費税の課税事業者になれば、消費税の納税が義務付けられ、所得税も自ら納めるべき税金の額を計算する必要がある(消費税課税事業者選択届出手続きにより、消費税の免税事業者が課税事業者へ登録することができる)。

以上のことから、個人事業主は事業における財政状態及び経営成績の把握、資金繰り、申告といった事象に対して、適切に対応することが求められる。利益額を正確に計算するためには、複式簿記により会計帳簿を作成することが不可欠である。証憑書類から算出することも不可能ではないが、複式簿記の特徴である二側面から記録を行わなければ、利益額の正確性は欠如する。正確な会計データが構築できない場合、資金繰りが悪化する危険性もある。事業に対する資金繰りを行い、債権者となる相手先の信用を喪失させないためにも、滞りなく債務等の支払いをすることが必須となる。

これらのデメリットに対して必要最低限な会計上、確保すべきものが、複式簿記による会

計帳簿から作成した財務諸表である。個人事業主となった場合、無限責任相当の責任を負うことになり、自ら営む事業の債務を事業資金から賄えなければ、自らの家庭で所有する財産を抛出して返済しなければならない。上記の問題点から普通科高等学校の生徒を対象とした ICT (Information and Communication Technology) 帳簿を作成した。

高校生の所持率が高いスマートフォンまたはタブレット端末等の学内利用について事前に審議を行い、承認の上、普通科高等学校の学校行事の1つである文化祭等の模擬店を想定した教材であれば汎用性を高めることができると考える。本来は高校生の所持率という視点からスマートフォンを用いたアプリケーションソフトウェアをベースに検証したかったが未だテスト段階であり未完成のため、この点は研究課題とする。

本報告の事例で用いた ICT 帳簿のソフトウェアは Microsoft Excel を用いて、実行可能性の検証をした。高等学校で実施する前に、より課題を明らかにするため、大学の文化祭で出店した模擬店(ラーメン店)から帳簿記入(入力)を行った。ICT 帳簿は、予算編成、商品1個当たりの原価(予算ベース)、出資、材料及びレンタル品の購入、販売記録、現金実査、売上データ、損益計算書、予算・実績差異分析まで行える。出店後の売上データ、損益計算書、予算・実績差異分析は自動的に算出され必要に応じて金額を把握することが可能となる。

出店前、出店直前にデータ入力を行い、出店中は販売個数と客層のみを入力するだけである。営業時間終了後に現金実査を行い実際有高と帳簿残高が一致していれば営業終了となる。出店前の予算編成に関して、利用者は見積書を参考に、色分けした部分(商品名、数量、単価)のみを入力する。また、物品等のレンタル品も入力でき、完了後、予算ベースで損益分岐点販売量、予算上の利益額が自動的に計算される。これにより、出店前に販売量の実現可能性について検討することができる。

予算編成の完了後、商品に係る材料費等、物品のレンタル代のコストを合計して出店に必要な出資額を算出する。出資額の払い込み後に材料調達を行い、レシートに記載された金額を指定した Sheet に入力する。以上が出店前までの入力項目であり、利用者は品目、数量、単価を入力するのみ(部分的に金額も入力)であり、比較的容易に入力が行えた。営業が開始し、利用者は販売記録のみクリックまたはタップすれば記録が行える。

本事例における ICT 帳簿の利用について特に問題点はなかった(バッテリー消費の対策は必要)。当該教材の実行可能性について本事例から検証を行うことができた。しかし、普通科高等学校の高校生を対象とした時に本事例の ICT 帳簿に示されている専門用語及び操作方法の解説が必要であること、必要な会計情報の有無についての課題が新たに明らかとなった。

#### <主要な参考文献>

- [1] 石川純治(1996)『経営情報と簿記システム 改訂版』森山書店。
- [2] 岩田巖(1956)『利潤計算原理』同文館。
- [3] 渡邊泉(2016)『帳簿が語る歴史の真実—通説という名の誤り—』同文館。
- [4] 日本公認会計士協会編(2019)『会計基礎教育の歴史と現況』日本公認会計士協会出版局。

日本昔話風寸劇で黒字倒産を語る  
—班活動によりコンピテンシーの向上を目指して—

海住 信行（三重県立松阪商業高等学校）

## 1. はじめに

36年間高等学校、9年間短期大学で簿記を担当し、簿記学習の教材と指導法を開発してきた。高いモチベーションを持続させにくい学生に、少ない練習量で、簿記の構造と記帳技術を習得してもらうことに腐心してきた。

学習者が、現実社会で起こる問題を解決する能力を、是非、身に着けたいという気にさせれば成功である。そのために、今日の学びが、現実社会でどのような役割を担っているかを模擬体験できる小話の策定が求められる。学習者が、最も欲しいと思うであろうものを、専門家の知見として、現実社会から抽出する。それを、現実社会の模擬体験として、小話にまとめる。こんな発想で作成した教材と、その活用（昨年高田短期大学で実施）及び班活動によりコンピテンシーの向上を目指す実践(三重県立松阪商業高等学校で継続実施中)の報告である。

## 2. 日本昔話風寸劇で黒字倒産を語る

### 2.1 楽しい授業の構想

簿記の初学者に対し、「現在の経済社会では、経済活動を数値でとらえその結果をリアルに語る簿記の知識は必要不可欠である。検定合格に届かなくても、簿記がどんなものか分かればよいではないか」と励ましている。学生は、簿記検定資格が就職に有利に働く昨今、少ない努力でも合格に至る合理的な学習法を目指す。そこで、この学生の需要に合った簿記の授業を組み立てる発想法を考えてみた。

- ① 1つの単元で、もっとも言いたいことをキーワードで絞り込む。
- ② 学習者が、最も欲しいと思うであろうものを、現実社会から抽出する。
- ③ それを、現実社会の模擬体験として、小話にまとめる。
- ④ もっと学びたい者のために、学べる教材を紹介する。

授業を楽しみたい者の希望を叶えることが重要である。簿記は分からなくても、先生の話が面白いからと、簿記の世界に引き込むこともできる。伝えることを、最小限に絞り込むことによって、指導者側に余裕ができ、学習者と笑顔で会話を楽しむことができる。えてして、多くのことを伝えようとして、わからない不安の気持ちで講義を終える負のループに陥ることがあった。学生自身の学びの意欲を信じきっかけを作ることに発想を転換した。そこで、今日の学びが、現実社会でどのような役割を担っているかを模擬体験できる

小話の策定が求められる。学習者が、現実社会で起こる問題を解決する能力を、是非身につけたいという気にさせれば成功である。この発想に基づき財務諸表分析により黒字倒産の怖さを学ぶ教材として作成してみた。

## 2.2 スナック経営黒字倒産の危機（当期純利益が出ていても倒産することがある）

スナック睡蓮のママと居酒屋観音のママ、恋愛と商売の神様お多福さんの似顔絵をつくり、2つの商店の貸借対照表を背景に紙芝居風に小話をする。この小話の狙いは、決算にかかわる実社会で起こるリアルを伝えることにより、これから作成する貸借対照表の大切さを実感させるところにある。（大会で配布別紙資料1参照）

そして、小話をもとにした財務諸表分析をする。（大会で配布別紙資料2参照）

高田短期大学キャリア育成学科オフィスワークコース1年生簿記論1受講生26人を対象に講義をした結果を、アンケート（大会で配布別紙資料3参照）から分析すると、

- ①初学者が陥る貸借対照表（スナック観音）の読み方に、現金・借入金・資本金と一杯お金があってリッチであるという誤解がある。この中で、実際にあるお金は現金のみで、借入金と資本金は現金をどこから調達したかを示すのである。貸借対照表借方は、資金の運用形態を示し、貸方はその調達源泉を示すという貸借対照表の見方の説明にわかりやすい。
- ②簿記って結構店の経営を読み解くことができると実感できたようである。掛け販売と現金販売が経営にどのような影響を与えるのか。現金払いの明朗会計で、洒落のきいた会話などのホスピタリティで、その日のストレスが解消できれば顧客は大満足である。スナック経営の基本が見えてくる。

と、こちらの狙いはある程度達成された感がある。

## 3. 班活動によりコンピテンシーの向上を目指して

10年ほど前は、高校の簿記の授業に5人×8班程度の規模で班活動を取り入れ、生徒の主体的な取組・教え合いなど楽しく学べたものである。しかし、大学では、自分を出すことを恐れ友人関係をうまく結べない学生に配慮し、班活動を休止していた。

今年から、非常勤講師として17年間勤務した松阪商業高校にもどり、会社組織を意識して役割分担をした班学習を導入し、役割としての班員との話し合いを通じて、コンピテンシー(社会の様々なリソースを活用しながら未知の課題に立ち向かい、複雑な課題を解決する力)向上を目指すことにした。2022(令和4)年4月からの高等学校学習指導要領実施で、Ai GROW(アイグロウ)が、本校に導入されたようである。可視化される生徒の資質・能力を伸ばす場の一つとして、簿記の授業が位置付けられる可能性があるのではないかと感じ、4月からその準備を始めている。授業の進度諸々の関係から、現在思うように進行していないが、1年かけて試行錯誤していく所存である。

なぜ「内部留保＝現金保有高」という誤解は払拭できないのか：  
簿記教育における利益剰余金の説明方法に関する一考察

川島 健司（法政大学）

## 1 目的

一般社会では「内部留保＝利益剰余金＝現金保有高」という捉え方が浸透している。内部留保という言葉の初出は戦後であるが、その主要な構成要素は「利益剰余金」とであるとされてきた。それが2000年代以降には「現金保有高」という意味でも使われるようになった。利益剰余金は現金が実在することを意味するものではなく、不特定の資産がその分だけ社内に留保されていることを意味するにすぎない。にもかかわらず、内部留保に関する文脈において両者は混同して捉えられている。そこで、本報告では利益剰余金の本来の定義を会計専門家はどのように説明されてきたかに着目し、その難点や問題点を検討しながら簿記教育に対するインプリケーションの導出を試みる。

## 2 内部留保の定義とその問題点

2000年代以降の日報新聞に見られる内部留保の典型的な説明は、次のようなものである（ゴシック体は筆者）。

- 「企業は製品を売って**おカネ**を稼ぎ、そこから費用を差し引いて利益を計算する。この利益から株主への配当金を支払って残ったのが内部留保だ。企業は内部留保した**資金**を再投資し、成長するために使う。・・・（中略）・・・内部留保イコール手元資金ではない。内部留保は利益の蓄積だが、同額の手元資金を持っているわけではない。企業は利益として稼いだ**おカネ**を使って、工場や設備の購入、原材料の仕入れなどを行うからだ。」（日本経済新聞, 2009年1月14日, 朝刊）
- 「毎年の利益から税金と配当を差し引いた**おカネ**のこと。貸借対照表の負債の側に、利益剰余金として計上される。」（日本経済新聞, 2014年5月5日, 朝刊）
- 「企業が稼いだ純利益から株主への配当金を支払って残った剰余金を蓄えたもの。貸借対照表では『利益剰余金』として計上され、資本金などと合わせて株主の**お金**である純資産を構成する。」（日本経済新聞, 2017年10月7日, 朝刊）

これらの定義の問題点は、第1に内部留保を現金（企業内部に残った資金）として定義しながら、その後に「現金があるとは限らない」と補足している点である。説明の受け手は「それでは一体何なのか」となるはずである。第2に内部留保を利益剰余金としながら、その利益剰余金とは何かは説明が不足している点である。これらの分かりにくさが、「内部留保＝現金保有高」という単純化した捉え方の浸透につながっていると考えられる。

## 3 利益剰余金は現金保有高ではないことをどのように説明されてきたか

経済や会計の専門家は、利益剰余金が必ずしも現金保有高を意味しないことを説明してきた。その説明方法には大別して2種類ある。第1は、利益剰余金の本質を「資金の調達」

と捉えたうえで、出元が銀行借入れや社債発行ではなく自ら稼いだ資金であることを示すものであって、余っている資金という意味ではないと説明するものである（例えば、森信,2022）。第2は、利益剰余金の本質を「利益の蓄積」と捉えたうえで、利益は次の段階として様々な用途に使われるから、現金として貯まっているとは限らないと説明するものである（例えば、上野,2018）。

しかし、これらの説明方法では、利益剰余金の正確な理解には不十分であると考えられる。第1の説明方法は、利益と資金調達の関係が不明である。経営成績の尺度である利益と、返済義務がある借入金や社債が同列に資金調達方法として扱われて説明されることは、一般には分かりにくい（直感に訴えない）と考えられる。

第2の説明方法は、利益と現金の関係が不明である。仮に稼得した利益の金額を次の経営活動に支出しなければ、その金額の現金が企業内に蓄積すると誤解される可能性がある。そもそも、剰余金の「金」からは現金が実在することを想起させる。しかし実際には、発生主義会計にもとづく利益は現金の収入を伴っているとは限らない。以上が、「内部留保＝現金保有高」という誤解が払拭できない根本的な原因ではないかと考えられる。

#### 4 利益剰余金の説明方法の検討

「内部留保＝現金保有高」という誤解を払拭させるためには、上述の利益剰余金の説明における不明点を簿記教育で重点的に解説することが肝要であると考えられる。

第1に、利益が資金調達方法の一種であることは、複式簿記の原理を解説する際に示す「期末資産＋費用＝期末負債＋期首資本＋収益」の等式を通して説明することが有効ではないか。この等式が含意することは「資金が出た結果＝資金が入った原因」という関係である。利益の源泉である収益は、負債や資本と同様に資金が入った原因、すなわち資金調達の金額を意味することが明確に説明できる。負債や資本との相違点は、その調達源泉が債権者や株主ではなく、顧客からであるという点だけである。

第2に、利益計算の基本原則として発生主義会計を重点的かつ強調して説明することも有効であろう。収入を伴わない収益（利益）や、支出を伴わない減価償却費や引当金繰入の意義が正確に理解されれば、利益剰余金が現金の实在高を意味しないことも認識されるはずである。解説時には「金」を「額」や「在高」に読み替えることも有効であろう（1938年の日本会計研究学会・第1回大会における「資本概念討究」において、三邊金藏教授が提唱されている。『會計』第43巻,第1号,p.222.）。

#### 【参考文献】

- 上野剛志（2018）「まるわかり“内部留保問題” 内部留保の分析と課題解決に向けた考察」『ニッセイ基礎研究所報』Vol.62, pp.121-133.  
森信茂樹（2022）「企業行動を変える北風（内部留保・現預金課税）と太陽」『月刊資本市場』No.439, 2022.3, pp.62-63.